

新型コロナウイルスに負けるな！

# 琴浦町飲食店等応援キャンペーン！！

(総額1,640万円)

## 背景

- 商工会及び町内事業所への聞き取りでは、3月の飲食業の売り上げは前年の同月と比べて平均3割の減、宿泊業では平均5割の減と深刻な危機となっており、特に夜間営業の飲食店に大きな影響がでている。その他食料品製造業等においても売り上げが減少しているが、特に飲食業は個人事業主のため資金繰りに苦慮されている事業者が多く、先行き不安な声を多数聞いている状況。
- 緊急事態宣言の発出により、不要不急の外出自粛要請となったため、外食産業、特に夜間営業の飲食業は更なる売り上げの減少が危惧される。
- 琴浦町は、県内町村の中でも、飲食事業者が約60事業者と最も多く、町全体に与える影響も大きいものであり、閉店や長期休業を回避するための喫緊の支援が必要となっている。

## 緊急支援フェーズ

(ステップ1)

### 飲食店等事業継続交付金

(600万円)

#### 目的

・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、町内の飲食業及び宿泊業が特に大きく影響を受けていることから、事業の継続を下支えするための資金を給付するもの。

#### 対象者

・町内に事業所を有する飲食業及び宿泊業

#### 要件

・令和2年2月～5月までのいずれかの月が、前年同月と比較して売上げが20%以上減少している事業所

#### 補助金額

・1事業所10万円 予定事業所60社

## アクション支援フェーズ

(ステップ2)

### テイクアウト・デリバリー応援事業

(820万円)

#### 目的

・全国一斉の緊急事態宣言が発出されたことに伴い、外食を控える傾向がより強まることから、町内飲食店が実施するテイクアウト及びデリバリーに係る商品価格の一部を助成することにより、町民への販売を促進し、町内飲食店の事業の継続を下支えするもの。

#### 開始

令和2年4月29日(水・祝)～

#### 条件

- 1店舗(20万円上限)
- 1商品 2割引(500円以上の商品に限る)
- 販売価格
  - ・500円 ⇒ 400円
  - ・1,500円 ⇒ 1,200円

#### 委託費

820万円

- ・参加予定店舗 40店舗×20万円
- ・商工会事務費 20万円

## V字回復フェーズ

(ステップ3)

### プレミアム付「ことうら食事券」発行事業

(220万円)

#### 目的

・新型コロナウイルスの収束後、町内の飲食店で使用できる食事券を販売し、町民の消費喚起を促すとともに、域内経済循環の促進を図るもの。

#### 実施期間

新型コロナ収束後

#### 食事券発行総額

- 1,000万円
- (購入者分800万円、・プレミアム分200万円)
- 2,000セット販売(1世帯2セットまで)
- 5,000円の食事券を4,000円で販売

#### 委託費

220万円

- ・プレミアム分 200万円
- ・商工会事務費 20万円

# 新型コロナウイルス感染症対策にかかる国の補正予算について

総務課

## 1. 令和2年度国補正予算（第1号）の概況

新型コロナウイルス感染症については、東京をはじめとして都市部を中心に感染者が急増する中、国は、感染拡大を早期に収束させるとともに、その後の経済の力強い回復を目指す補正予算を編成した。

この度の補正予算では、2つのフェーズ(段階)を意識した内容となっており、4月20日に閣議決定し、4月中の予算成立に向けた審議等が行われている。

## 2. 令和2年度国補正予算（第1号）の概要

### (1) 補正予算規模 38.1兆円程度（事業規模 95.2兆円程度）

令和元年度補正等を含め国の財政支出 48.4兆円程度（事業規模 117.1兆円程度）

### (2) 国の補正予算の考え方

「緊急支援フェーズ」、「V字回復フェーズ」の2つの段階、5つの柱（～）を意識した補正予算となっている。

#### 緊急支援フェーズ

事態の早期収束に協力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くためにも、雇用と事業と生活を守り抜く段階

- ・ 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発
- ・ 雇用の維持と事業の継続

#### V字回復フェーズ

観光・運輸、飲食、イベントなど大幅に落ち込んだ消費の喚起と、デジタル化、リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講じる段階

- ・ 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復
- ・ 強靱な経済構造の構築

- ・ 今後への備え（新たな予備費の創設）

(3) 本町予算における国補正の影響(想定)について 事業内容は、変更となる場合があります。

**感染拡大防止と医療提供制度の整備及び治療薬の開発**

- ・布製マスクの配布 [ 介護施設利用者、妊婦、児童・生徒、教職員、住民への布マスク配布 ]
- ・学校における衛生環境の改善支援
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)」の創設
- ・「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」の創設 総額 1兆円
- ・放課後児童クラブ及びファミリー・サポートセンター事業における学校の臨時休業等に対応する財政支援

**雇用の維持と事業の継続**

< 住民向け >

- ・「**特別定額給付金**(仮称)」 [ 国民 1人当たり 10万円の給付 ]
- ・子育て世帯への臨時特別給付金 [ 児童手当受給世帯に給付金 1万円/対象児童 ]
- ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の減免
- ・個人向け緊急小口資金等の特例貸付 [ 窓口： 社会福祉協議会 ]

など

< 事業者向け >

- ・雇用調整助成金の拡充 [ 2/3 4/5 助成 雇用解雇を行わない場合は、9/10 助成 ]
- ・民間融資の実質無利子・無担保化
- ・「中小・小規模事業者等事業継続給付金(仮称)」 [ 中小企業：200万円、個人事業者：100万円 ]
- ・社会保険料の納付猶予
- ・納税猶予制度の特例
- ・欠損金の繰戻しによる還付の特例
- ・令和3年度分固定資産税の軽減措置
- ・生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
- ・野菜価格安定対策事業、肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 等

など

**次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復**

- ・GoTo キャンペーン事業(仮称)[ 割引・クーポン、プレミアム付き食事券など ]
- ・地域企業再起支援事業 [ 商店街等の活性化に向け地域の面的活動を行う事業者支援。都道府県へ 2/3 補助 ]

など

**強靱な経済構造の構築**

- ・G I G A スクール構想の加速

など

## 新型コロナウイルス感染症対策について

R2.4.20 現在

総務課

### 1 経過

新型コロナウイルス感染者は、国内で増加を続け、令和2年4月7日に緊急事態宣言が発令されました。

同年4月10日には、鳥取県内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認され、感染拡大が進むなか、飲食業や製造業をはじめ、町内企業にも大きな影響が出ています。

### 2 これまでの対応について

緊急事態宣言の発令に伴い、新型インフルエンザ特別措置法に基づく琴浦町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、対応について協議を行っています。

#### (1) 小・中学校関係

- ・ 始業式・入学式は、3密を避ける対策を行い、時間短縮で実施
- ・ 感染拡大地域からの転入生は、14日間の自宅待機を要請し、その間はプリント等で学習機会を確保
- ・ 4月の参観日は、小・中学校とも中止
- ・ 部活動、スポーツ少年団は、感染防止対策を行い実施

#### (2) こども園関係

- ・ 入園式は、3密を避ける対策を行い、時間短縮で実施
- ・ 感染拡大地域からの転園児童は、14日間の自宅待機を要請

#### (3) 施設関係

- ・ 日韓友好資料館は休館
- ・ 集会施設は、5月6日まで新規の利用予約は受け付けせず、既に受け付けた予約のうち、不特定多数が集まる会議の中止を要請

#### (4) その他

- ・ 町ホームページ、防災無線で、感染防止等について呼びかけ
- ・ お試し住宅の利用を停止
- ・ 転入者向けのチラシを窓口に配架し、感染防止対策を周知
- ・ コロナウイルスに関する相談窓口を設置

(5) イベントの中止・延期

ア 中止

- ・ 上山山さくら祭り
- ・ 白鳳祭
- ・ 東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭
- ・ 町消防ポンプ操法大会
- ・ 各種公民館事業、健康相談、行政相談等各種相談

イ 延期

- ・ 熱中小学校第4期(4月から9月)

### 3 今後の対応について

4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、翌17日に対策本部会議を開催し、協議を行いました。

(1) 小・中学校関係

- ・ 児童・生徒、教員に感染者が出た場合は、14日間、当該学校を休校
- ・ 4月27日(月)から5月6日(水)まで休校

(2) こども園関係

- ・ 園児、保育士に感染者が出た場合は、14日間、当該こども園を休園
- ・ 医療従事者等の家庭の児童は受入れ

(3) 放課後児童クラブ

- ・ 小学校で感染が確認され、臨時休校となった場合、濃厚接触者でないと判断された児童を受入れ
- ・ 放課後児童クラブで感染が確認された場合、14日間の閉所。ただし、医療従事者等の家庭の児童は代替施設で受入れ

(4) 徴収猶予の特例制度(地方税法の改正)

- ・ 収入が大幅に減少(前年同期比概ね20%以上の減少)した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける。【法施行後、広報等で周知予定】  
令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用。

(5) その他

- ・ 運動不足解消の目的で、谷川トレーナーのエクササイズをケーブルテレビ、動画サイトで公開予定
- ・ ふるさと納税で、町内企業の応援企画を実施中







